

学校運営協議会の設置に向けた進め方について（案）

1 これまでの経緯等

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）は、保護者や地域住民が学校運営の基本的な方針の承認や様々な課題の共有を図るとともに、学校運営への必要な支援等について協議する場（仕組み）である。
- 区では、平成20年1月に「目黒区学校運営協議会規則」及び「目黒区学校運営協議会運営要綱」（以下「規則等」という。）を制定後、平成20年度から平成23年度まで「鷹番小学校」及び「田道小学校」の2校をモデル実施校に指定し、平成24年度に4年間の活動内容の総括（第三者評価）により成果と課題の公表を行ったが、この間、今後の方向性の検討を行っていたことから、新たな協議会の設置はしていない。
- 平成29年の地教行法改正により、協議会設置が区市町村教育委員会の「努力義務」とされ、協議会に「学校運営への必要な支援」に関する協議を行う役割等が追加されたほか、教職員の任用に関する意見の柔軟化などが行われた。
- 令和4年5月時点の全国における協議会導入率は、学校数で42.9%（15,221校）、学校設置者（各自治体）数で66.9%（1,213自治体）であり、特別区では13区が主に小・中学校への設置を進めるなど、全国同様に増加傾向にある。

2 協議会設置に向けた検討状況等

- 「目黒区基本計画」「めぐろ学校教育プラン」などの計画等において、協議会設置に向けた検討の方向性を示した。
- 令和4年7月に校長会及び園長会の代表を構成員に含む「学校運営協議会設置検討会」を設置し、協議会のモデル実施校での成果と課題、学校・園と地域との関わりや実情等を踏まえ、持続可能な学校を支える仕組みの構築に向けた意見交換や課題整理等の協議会設置に向けた検討を行った。
- また、令和4年度は文部科学省から派遣されたCSマイスター^(※1)から、協議会や地域学校協働活動^(※2)等に関する講義を受け、円滑な運営方法や地域との関わりなどの助言を受けたほか、先行自治体の協議会を見学するなどした。
- 令和5年度は、「めぐろ学校教育プラン推進委員会」及び「学校運営協議会設置検討会」において、引き続き協議会設置及び運営体制等の検討を行っている。

※1 CSマイスター

文部科学省が委嘱し、コミュニティ・スクールの導入やその機能の充実を図ろうとしている教育委員会等からの依頼に応じて助言や支援を行う者。

※2 地域学校協働活動

地域の保護者、PTA、高齢者、NPO、民間団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域で子どもたちの学び・成長を支えるとともに、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動であり、平成29年3月の社会教育法の改正により法律に位置づけられている。

3 協議会設置に向けた基本的方向性

保護者や区民等の学校運営への参画及び学校運営に必要な支援・協力を促進し、学校・保護者・地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進するため、持続可能な学校・園を支える仕組みとして協議会を設置する。

(1) 協議会設置

全ての目黒区立の小・中学校及び幼稚園・こども園に協議会を設置する。

(2) 協議会の設置時期

令和7年度に協議会を複数校に設置（以下「先行実施校」という。）し、課題の検証を行いながら、順次設置校を拡大する。なお、先行実施校は令和6年度中に決定する。

(3) 協議会の役割等

協議会は、以下のとおり地教行法第47条の5に規定する主な役割を基本とし、学校・園や地域の実情を踏まえた運営体制とする。

- ・ 校長が作成する学校運営の基本的な方針を承認する。
- ・ 学校運営について教育委員会又は校長に意見を述べることができる。
- ・ 教職員の任用に関して教育委員会規則に定める事項について教育委員会に意見を述べることができる。

(4) 設置に当たっての留意事項

ア 協議会設置及び運営体制等（協議会の承認事項、委員の人数及び構成、教職員の任用に関する事等）について、規則等の改正など規程の整備を行う。

イ 小・中学校及び幼稚園・こども園が相互に連携する必要がある場合、二つ以上の校・園に一つの協議会を設置する可能性についても検討する。

ウ 協議会の協議事項である「学校運営への必要な支援」の実現、教職員の負担軽減、学校・園の働き方改革に資する取組及び持続可能な学校運営の仕組みの構築のため、地域学校協働活動の取組について協議会との一体的な推進についても検討する。

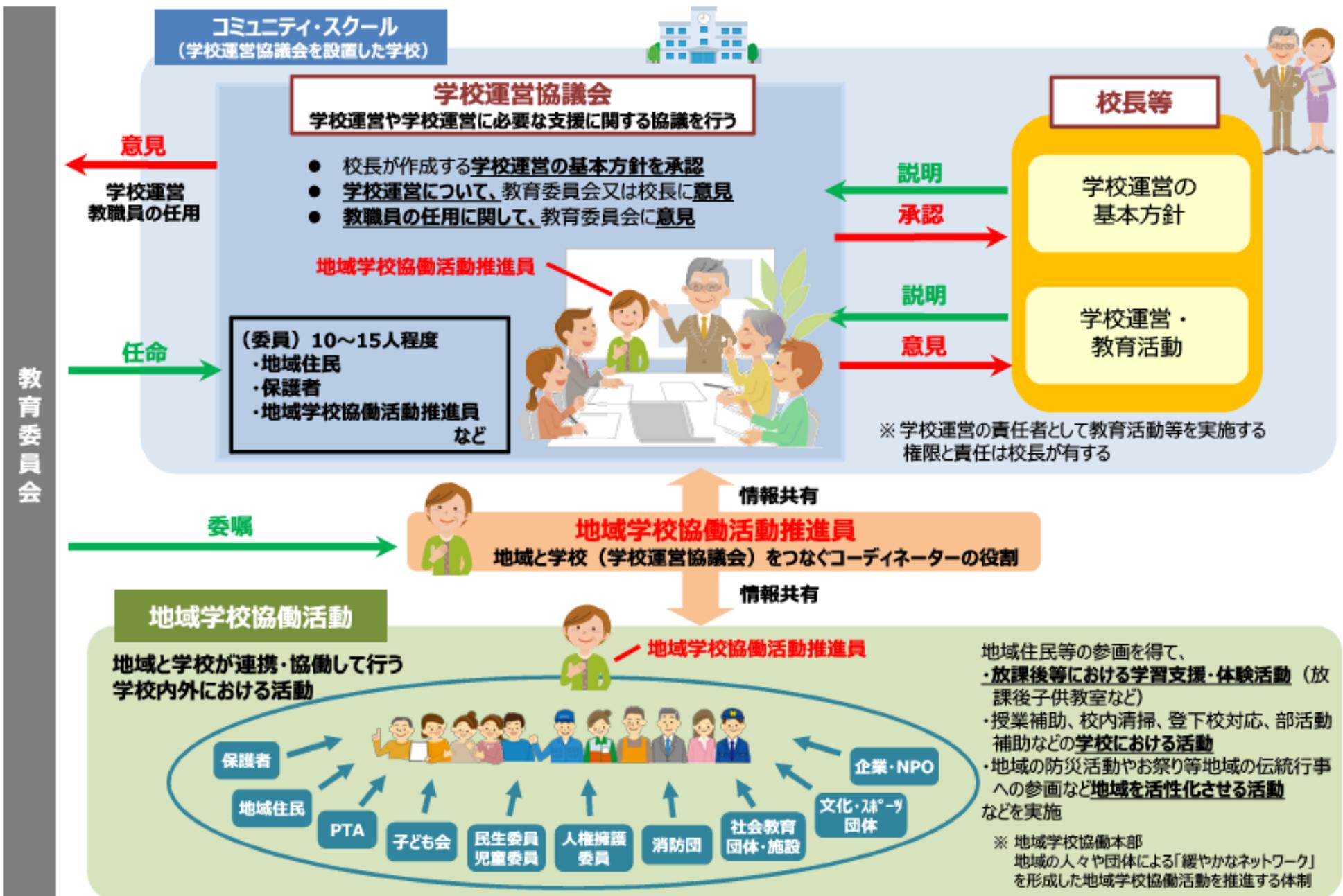
エ 協議会の設置と運営の支援等を担当する組織体制及び協議会の設置に必要な予算措置について、他自治体の状況等を参考に検討する。

4 今後の予定

令和6年2月下旬 「協議会の設置スケジュール及び運営体制について（案）」

以 上

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進のイメージ



出典：文部科学省「これからのコミュニティ・スクールに期待すること (p10、2023年)」